

消防局予防業務等補助員会計年度任用職員の募集（消防局総務部人事課）

【概要】

消防局で、予防業務等補助員会計年度任用職員を募集します。

【詳細】

（担当課）

川崎市消防局総務部人事課

（勤務場所）

幸消防署（川崎市幸区戸手2-12-1）

（業務内容）

消防業務に関する事務補助

（任用期間）

令和8年11月2日（月）から令和9年3月31日（水）まで

（試用期間）

原則として1か月

（勤務日）

次のAとBのいずれかに固定されます。

A 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日の週4日

B 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の週4日

（勤務時間）

午前9時00分から午後5時15分まで

（休憩時間）

正午から午後1時まで

（所定外労働の有無）

所定外労働は原則ありません。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合においては、所定外労働があります。

(休日)

勤務日以外の日。なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）の勤務はありません。

(給与等)

月額 191,335 円（予定）

※ 地域手当を含みます。

※ 川崎市での勤務経験により金額が加算されることがあります。

原則当月分を当月 21 日に支払

通勤費相当額 月額 150,000 円を上限とした認定額

時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月 21 日に支払

上記のほか、期末手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用の有無)

健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険の適用有り。

労働者災害補償保険の適用はありませんが、正規職員と同じ公務災害補償が適用されます。

(応募要件)

(1) パソコン操作（ワード・エクセル）の得意な方

(2) 接客（応接）能力・コミュニケーション能力の高い方

(3) 地方公務員法第16条に定められている次の各号のいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(募集人数)

1 名

(選考方法)

履歴書による書類選考及び面接選考

(募集期間)

令和8年8月24日（月）から令和8年9月7日（月）まで

(面接日)

令和8年10月6日(火)から令和8年10月9日(金)までのいずれか
(面接日時は担当から御連絡いたします。)

(申込方法)

・応募締切日：令和8年9月7日(月)【必着】

・封筒に「予防業務等補助員 会計年度任用職員 応募」と朱書きし、郵送にて応募書類(任意の履歴書(職歴がある場合は、職務内容が分かるように履歴書に記載するか、別紙により作成))を下記「お問い合わせ先」の住所まで送付してください。ファックス及びメールでの申込みは不可です。

- ・履歴書に、日中に連絡が可能な電話番号を必ず記入してください。
- ・応募書類は返却いたしません。募集者の責任において破棄しますので、予め御了承ください。
- ・記載されている個人情報は、本任用以外の目的に使用することはありません。
- ・採用及び不採用の理由に係るお問合せについては、理由を問わずお答えできませんので予め御了承ください。

(募集者の名称)

消防局総務部人事課

【お問い合わせ先】

消防局総務部人事課

〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7

電話：044-223-2533

ファックス：044-223-2520

メールアドレス：84zinzi@city.kawasaki.jp